

一般社団法人愛媛県剣道連盟

【定 款・規 程 集】



【剣連奨励マーク】

# 目 次

## 定 款

第 1 章	総 則	1
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 章	社員(代議員)及び会員	1
第 4 章	総 会	2
第 5 章	役 員	4
第 6 章	理 事 会	5
第 7 章	資産及び会計	6
第 8 章	定款の変更及び解散	7
第 9 章	告 告 の 方 法	7
第 10 章	事 務 局	7
第 11 章	雑 則	8
第 12 章	付 則	8

## 規程集

【愛媛剣連規則第 1 号】		
会員の入会、登録、会費等に関する規則（定款第 3 章関係）	10	
【愛媛剣連規則第 2 号】		
役員を選任、報酬等に関する規則（定款第 3 章関係）	17	
【愛媛剣連規則第 3 号】		
総会及び理事会に関する規則（定款第 4 章及び第 5 章関係）	20	
【愛媛剣連規則第 4 号】		
資産及び会計に関する規則（定款第 7 章関係）	21	
【愛媛剣連規則第 5 号】		
事務局の組織及び運営に関する規則（定款第 10 章関係）	23	
【愛媛剣連規則第 6 号】		
旅費に関する規則（定款第 11 章関係）	25	
【愛媛県連規則第 7 号】		
事務決裁に関する規則（定款第 11 章関係）	26	
【愛媛県連規則第 8 号】		
専門委員会に関する規則（定款第 11 章関係）	28	
【愛媛剣連規則第 9 号】		
表彰、祝賀及び顕彰に関する規則（定款第 11 章関係）	30	
【愛媛県連規則第 10 号】		
葬祭等に関する規則（定款第 11 章関係）	36	
【愛媛剣連規則第 11 号】		
奨励振興事業に関する規則（定款第 11 章関係）	38	

## 剣道称号・段級位審査規定

第 1 章	総 則	39
第 2 章	称号の審査	42
第 3 章	段位の審査	43
第 4 章	称号および級位の返上等	46
第 5 章	雑 則	46

剣道称号・段級位審査実施要領	48
----------------	----

公認審判員制度運営規定	52
-------------	----



# 一般社団法人愛媛県剣道連盟定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 愛媛県剣道連盟 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を 愛媛県松山市 に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、剣道の奨励と発展を図り、剣道理念を広く普及させ、愛媛県民の生活文化の向上に寄与するとともに会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 剣道の理念に基づく修練の研究と指導
- (2) 剣道講習会の開催及び指導者の養成
- (3) 加盟団体の育成強化
- (4) 剣道大会の開催
- (5) 各種大会への選手の選考と派遣
- (6) 剣道の段級位審査及び付与並びに称号取得候補者の推薦
- (7) 剣道に関する調査研究及び広報並びに資料収集
- (8) 機関誌その他刊行物の発刊
- (9) 会員の表彰及び物故者の慰霊に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は愛媛県下において行うものとする。

## 第 3 章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 代 議 員 愛媛県下の地域又は職域で組織された各剣道団体に所属し、当該団体から選出された19歳以上の個人であって、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 一般会員 愛媛県下の地域若しくは職域又は高等学校で組織された各剣道団体に所属する個人であって、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (3) 団体会員 愛媛県下の地域若しくは職域又は高等学校で組織された各剣道団体であって、この法人の目的及び事業に賛同して入会した団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労があった者であって、理事会において別に定める基準に基づき社員総会の決議をもって推薦された者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の代議員及び団体会員になろうとする者は、理事会が別に定める方法により申込をし、その承認を受けなければならない。

2 この法人の一般会員になろうとする者は、理事会が別に定める方法により申込をすることによりその資格を取得する。

(会員の義務)

第7条 会員は、この定款において定める事項又は理事会若しくは総会において決議された事項を遵守しなければならない。

(経費の負担)

第8条 代議員、一般会員及び団体会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費等に関する規則に基づく額（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費等を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総代議員が同意したとき。
- (4) 破産手続開始決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (6) 次条の規定により除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第30条の規定に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により代議員を除名したときは、当該代議員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

3 名誉会員が第1項各号に定める事由に該当するに至ったときは、理事会の決議により除名することができる。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに、代議員に対して必要事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議決権の代理行使)

第19条 代議員は、他の代議員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 第1項の代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところ

ろにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代議員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が、代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

## 第5章 役員

(役員)

第24条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、5名以内を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規定により、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する他の理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事が任期の満了又は辞任によって退任したことにより、第24条に定める員数に満たなくなる場合には、当該理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(特別役員)

第31条 この法人に、任意の機関である特別役員として、名誉会長、名誉顧問、相談役及び顧問並びに審議員を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人の重要事項につき、会長の諮問に応える。
- 3 名誉顧問及び顧問は、この法人の重要事項につき、会長の相談に応じるとともに理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 4 相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 5 特別役員を選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 第28条第1項及び第3項並びに第30条の規定は、特別役員にも準用する。

(役員親族制限)

第32条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を明らかにしたうえで、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章 雑則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、第 4 1 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

2 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員 愛媛県松山市針田町 1 5 5 番地 2  
俊野徹人  
同 愛媛県松山市久万ノ台 1 2 1 0 番地 3  
白石武平太

3 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 俊野徹人  
同 白石武平太  
同 藤岡渉  
同 大城戸功  
同 村上高志  
同 大西敏彦  
同 黒下敏男  
同 田邊重義  
同 寺沢知志  
同 高橋剛  
同 近藤英俊  
同 白石學  
同 白石將人  
同 高市晃次  
同 遠藤寛弘  
同 佐伯和洋  
同 中川一則  
同 清水由章  
同 河野吉昭  
同 菊池新八  
同 鈴木文博  
同 松浦慎哉  
同 青野藤壽  
同 濱田豊彦  
同 白砂善太郎  
同 清家権一  
設立時代表理事 愛媛県松山市針田町 1 5 5 番地 2  
俊野徹人  
設立時監事 野間敬二郎  
宍戸弘志  
伊勢田誠

以上、一般社団法人愛媛県剣道連盟設立のため、俊野徹人他1名の定款作成代理人である司法書士永田功二は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年3月12日

愛媛県松山市針田町155番地2  
設立時社員 俊野 徹人  
愛媛県松山市久万ノ台1210番地3  
設立時社員 白石 武平太

上記設立時社員俊野徹人他1名の定款作成代理人

愛媛県松山市三番町一丁目13番地9  
司法書士 永田 功二

## 【剣連規則第1号】

### 会員の入会、登録、会費等に関する規則（定款第3章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第6条、第8条及び第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）会員の入会、登録、会費等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 剣連は、愛媛県内の剣道・居合道・杖道（以下「剣道」という。）の修練・愛好者及びこれらの者で構成する団体（以下「会員」という。）で組織する。

（団体会員の入会手続及び基準）

第3条 定款第6条第1項の規定により、愛媛県下の地域若しくは職域又は高等学校で組織された団体で剣連に入会しようとするものは、次の書類を会長に提出しなければならない。ただし、高等学校で組織された団体（以下「高校生団体」という。）については、組織の特異性に鑑み、会員名簿の提出のみで足りる。

- （1） 加盟申込書
- （2） 団体の規約
- （3） 役員名簿等（登録確認表「登録様式6」）
- （4） 会員名簿
- （5） その他会長が必要と認める書類

2 前項の団体は、構成員の総数が50人以上とする。

ただし、定数が満たない場合でも当該団体が会員増員のための努力が認められる場合は、会長の判断により入会を認めることができる。

（変更の届出）

第4条 前条の規定により入会した団体会員は、同条により提出した書類の内容に変更を生じた場合は、会長に届けなければならない。

（団体会員の責務）

第5条 団体会員（高校生団体を除く。以下「加盟団体」という。）は、規約等の中に支部団体の加入等に関する規定を設け、支部団体の統轄を行うものとする。

2 加盟団体は、新たに支部団体を加入させる場合は、事前に会長に届け出なければならない。

(退会)

第6条 加盟団体及び一般会員が定款第9条に規定により退会しようとするときは、理由を付して退会届(登録様式 4)を会長に提出しなければならない。

(処分)

第7条 会長は、会員又は役員が次のいずれかに該当するに至った場合は、定款第11条第1項の規定に基づく除名のほか、謹慎、嚴重注意又は注意の処分を行うことができる。

- (1) 定款又は規則に違反したとき。
- (2) 剣連の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他処分すべき正当な事由があるとき。

2 前項の謹慎処分は、期間を定めて行うものとする。

(代議員の選出基準)

第8条 代議員候補者の選出基準(人数)は、各加盟団体から1名とする。

2 前項の代議員候補者は、加盟団体に所属する会員から選出しなければならない。

3 代議員は、理事と兼任することを妨げない。

(代議員の選任及び解任)

第9条 定款第6条第1項の規定により、代議員は、前条の候補者のうちから、理事会の承認を経て会長が選任する。

2 代議員の解任に際し、会長は、必要に応じて総会又は理事会の意見を聴き、決議をとることができる。

(会員登録の種類)

第10条 剣連の会員登録の種類は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 加盟団体及び高校生団体
- (2) 一般会員 一級以上で入会手続を行った者
- (3) 名誉会員 功労賞を受賞した者又は功労賞受賞に値する業績を残した故人
- (4) かつこ会員 正規登録以外の支部団体に登録した会員

(一般会員登録手続)

第 11 条 会員登録は、毎年度行うものとし、別に定める期日までに、加盟団体等を通じて、剣連に入会金（新規会員に限る。）及び年会費（団体年会費及び個人年会費）を納入するとともに、会長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 新規会員登録申込書（登録様式 1）

(2) 入会金及び年会費の振込票の写し

2 新たに加盟団体等に参加した者については、前項の新規会員登録申込書（登録様式 1）の提出をもって定款第 6 条第 2 項の入会申込があったものとみなす。

3 登録に当たっての手続等は、別表に定めるとおりとする。

(退会届提出免除の特例)

第 12 条 小学生、中学生、高校生及び大学生が卒業に当たり退会届の提出が煩雑になることを考慮して、卒業と同時に第 6 条の退会届の提出がなくとも、退会したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、卒業年度の翌年度において加盟団体等への登録が確認できた者は、継続的に剣連に登録しているものと認め、入会金の支払いは要しない。

(再入会)

第 13 条 定款第 9 条又は第 10 条第 1 項の規定により退会又は会員資格を喪失した者に対し、会長は、本人又は加盟団体等の長の申立により、理由があると認めるときは、退会者の再入会を認めることができる。

(登録時の留意点)

第 14 条 登録時に際しては、次の事項に留意するものとする。

(1) 高校生については、登録をしていない場合、剣連行事に参加できない場合があること。

(2) 入会（登録）は、随時受け付けること。

(3) 高校生団体は、登録者 1 名でも団体登録が必要であること。

(4) かつこ会員の個人年会費は、不要であること。

(入会及び再入会)

第 15 条 剣連に第 10 条第 2 号の一般会員として入会及び再入会しようとする者は、その際に、加盟団体等を経由して入会金 1,500 円を納入しなければ

ばならない。

(会費)

第 16 条 剣連に加盟が承認された一般会員及び団体会員は、定款第 8 条第 1 項の規定に基づき、加盟団体等を経由して、会員登録と同時に次に定める会費を毎年度納入するものとする。

(1) 一般会員の年会費

【区 分】	【料 金】	【県スポーツ協会登録費】
中学生以下	500円	含まない
高校生	1,000円	150円含む。
大学生	1,000円	150円含む。
<b>【一般 70 歳未満】</b>		
一級、初段、二段	2,000円	450円含む。
三段、四段、五段	4,000円	450円含む。
六段、七段、八段	6,000円	450円含む。
<b>【一般 70 歳以上】</b>		
一級、初段、二段	1,000円	450円含む。
三段、四段、五段	2,000円	450円含む。
六段、七段、八段	3,000円	450円含む。

注：会員の年齢は、当該年度4月1日時点のものとする。

(2) 団体年会費（会員数比例制）

NO	加盟団体会員数	年会費
1	100人以下	25,000円
2	101人～200人	30,000円
3	201人～300人	35,000円
4	301人～400人	45,000円
5	401人以上	50,000円

(3) 高校生団体年会費

高校生団体（男女別）	9,150円
------------	--------

(4) 名誉会員年会費

名誉会員	会費納入不要
------	--------

(大会参加料)

第 17 条 剣連の主催大会に参加するチーム・個人は、次に定める参加料を納入するものとする。

- |     |                       |                 |
|-----|-----------------------|-----------------|
| (1) | 団体戦出場 1 チーム (5人制) につき | 5, 500円 (消費税込み) |
|     | 団体戦出場 1 チーム (3人制) につき | 3, 300円 (消費税込み) |
| (2) | 個人戦出場 1 名につき          | 1, 100円 (消費税込み) |

(講習会参加料等)

第 18 条 剣連が主催する講習会 (次項及び第3項に規定する講習会を除く。) に参加する一般会員は、参加料 1,100円 (消費税込み) を納入しなければならない。

- 2 剣連が主催する日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会 (次項に規定する講習会を除く。) に参加する一般会員は、参加料 3,300 円 (消費税込み) を納入しなければならない。
- 3 剣連が主催する称号 (錬士・教士) 推薦のための日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会に参加する一般会員は、参加料 3,300 円 (消費税込み) を納入しなければならない。

(事業振興費)

第 19 条 剣連主催の審査会に参加する一般会員は、新たな段位又は称号の取得時に、事業振興費 4,000 円を納入しなければならない。

(準会員)

第 20 条 定款第5条各号に掲げる会員に準じるものとして、加盟団体に所属する個人であって同条第 2 号に該当しないもの (2 級以下の者) を剣連の準会員とする。

- 2 剣連は、準会員の剣道技術の向上、健全な心身の育成等を図るため、各種大会、講習会、錬成会等を開催するとともに、加盟団体を支援するものとする。
- 3 その他準会員に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、会員等に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に剣連の会員である団体会員は、第3条の例により同条第1項第2号から第5号までに掲げる書類を速やかに会長に提出しなければならない。

別表（第11条関係） 登録手続等

1 一般会員（高校生を除く。）個人登録

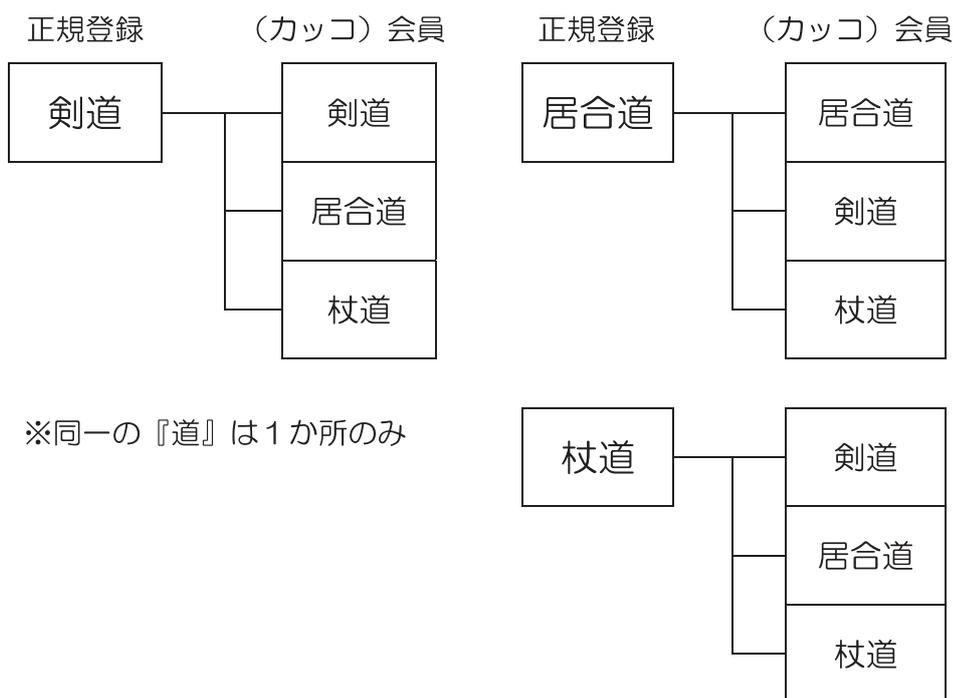
	必要な手続	提出様式等
(1)	毎年度当初に会員登録の方法と会費の納入について、加盟団体に通知する。	・加盟団体宛て文書（通知様式1）
(2)	加盟団体事務局は、各剣道会及び学校等（高校を除く。）に通知し、各剣道会及び学校等は以下(3)から(7)の書類を作成する。	
(3)	今年度初めて会員登録をする者の新規会員登録申込書を作成する。	・新規会員登録申込書（登録様式1）
(4)	各剣道会及び学校等（高校を除く。）は、会員登録集計表を作成する。	・会員登録集計表（登録様式2）（剣道会／学校用）
(5)	（カッコ）会員（※注）の申請がある場合は、「（カッコ）会員登録申請書」を作成する。	・（カッコ）会員登録申請書（登録様式3）
(6)	登録者が、退会又は所属を変更する場合は、退会届又は所属変更届を作成する。 ※大学生、高校生、中学生の最終学年は、一部例外あり	・退会届（登録様式4） ・所属変更届（登録様式5）
(7)	登録をしない者（退会者）については、前年度会員名簿に赤線で削除したものを作成する。	・前年度会員名簿
(8)	各剣道会及び学校等（高校を除く。）は、上記(3)から(7)までの書類を加盟団体事務局に提出する。	
(9)	加盟団体事務局は、(8)で各剣道会及	・(8)で提出された書類

び学校等から提出された書類に加え、 会員登録集計表（加盟団体用）及び登 録確認票を作成し、会費等の振込票の 写しとともに剣連に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会員登録集計表（登録様式 6）（加盟団体用）</li> <li>• 登録確認表（登録様式7）</li> <li>• 振込票の写し</li> </ul>
---	--

※注 （カッコ）会員について

- ① 正規登録は、1 支部団体とする。
- ② 正規登録の「道」内においては、別の支部団体 1 箇所のみ（カッコ）会員の登録ができる。
- ③ 正規登録の「道」以外の「道」は 2 道であってもそれぞれ別の支部団体 1 箇所のみ、（カッコ）会員の登録ができる。
- ④ （カッコ）会員登録は最大 3 支部団体まで認められる。
- ⑤ （カッコ）会員登録申請書（登録様式 3）は、正規登録団体の承認を得た上で、（カッコ）書き団体から加盟団体事務局に提出すること。

（カッコ）会員の登録例



## 2 高校生個人登録

	必要な手続	提出様式等
(1)	毎年度当初に会員登録の方法と会費の納入について、各高校に通知する。	• 高校宛て文書（通知様式 2）
(2)	各高校は、当年度登録するすべての生徒を会員登録申込書に記載する。	• 会員登録申込書（登録様式 9）

	※無級の生徒も全員登録すること。(高体連特別措置)	
(3)	前年度までの登録者が、退会する場合は、退会届を作成する。	• 退会届(登録様式4)
(4)	無級の生徒が1級を取得したときは、入会金1,500円を徴収する。	
(5)	県外から入学した場合など、前年度に県連に登録をしていなかった1級以上の生徒が登録する場合は、入会金1,500円を納入する。	
(6)	各高校は、(2)、(3)で作成した書類に加え、登録納入金集計表を作成し、会費等の振込票の写しとともに剣連に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (2)、(3)で作成した書類</li> <li>• 高校会員登録納入金額集計表(登録様式10)</li> <li>• 振込票の写し</li> </ul>

## 【剣連規則第2号】

### 役員を選任、報酬等に関する規則(定款第3章関係)

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款(以下「定款」という。)第26条第3項、第30条及び第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟の役員を選任、報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員を選任)

第2条 定款第24条の規定によりこの法人に置く役員は、次の表のとおりとする。

役職	人数	選出方法	適要
会長	1名	理事会に諮り総会にて選任する。	
筆頭副会長	1名	理事会に諮り総会にて選任する。	
副会長	3名	地区理事会にて選出し理事会に諮り総会で選任する。	各地区1名
専務理事	1名	理事会に諮り総会にて選任する。	

理 事	30 名以内	加盟団体にて選出し理事会に諮り 総会にて選任する。	監事との兼務は認めない。
	上記理事枠 に加えて女性 3 名	地区理事会にて選出し理事会に諮り 総会で選任する。	各地区 1 名
監 事	3 名	地区理事会にて選出し理事会に諮り 総会で選任する。	理事及び代議員との 兼務は認めない。

2 加盟団体から選任する理事の内訳は、次に定めるとおりとする。

- (1) 東予地区（宇摩剣道連盟、新居浜市剣道連盟、西条市剣道連盟及び今治地区剣道連盟） 各 1 名（ただし、西条市剣道連盟は 2 名）
- (2) 中予地区（東温市剣道会、松山市剣道連盟、上浮穴剣道会及び伊予地区剣道連合会） 各 1 名（ただし、松山市剣道連盟は 3 名）
- (3) 南予地区（大洲喜多剣道連合会、八幡浜剣道会、西予市剣道連盟、宇和島地区剣道連合会及び南宇和剣道会） 各 1 名
- (4) 県単位（愛媛県警察、愛媛県学校剣道連盟、愛媛県矯正職員剣道連合会、愛媛県杖道部会及び愛媛県居合道部会） 各 1 名

3 前 2 項の規定にかかわらず、三役（会長、副会長及び専務理事）が加盟団体の理事である場合は、当該加盟団体から三役に加え別に理事を選任するものとする。

4 理事の追加が必要と認められた場合は、会長の推薦（会員以外も可とする。）により理事会に諮り総会で選出することができる。ただし、議決権は認めない。

5 監事は、3 名以内とし、原則、東予、中予及び南予から各 1 名を選任する。

（役員の職務及び権限）

第 3 条 役員の職務及び権限は、定款第 26 条及び第 27 条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長は、定款 第 26 条第 2 項の職務を行い、及び権限を有する。
- (2) 筆頭副会長は、副会長の意見をまとめ、会長に報告するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- (3) 副会長は、各地区会員の意見をまとめ会長に報告し、会長及び筆頭副会長に事故があるときは、会長が定める順位によりその職務を代理する。
- (4) 専務理事は、定款第 24 条 3 項及び第 26 条第 3 項の規定により、業務執行理事として、理事会を代表し、会長の指示により、会務の企画、立案その他の必要な事項を執行する。
- (5) 理事は、定款第 26 条第 1 項の職務を行うほか、理事会において総会の付議事項を議決する。
- (6) 監事は、定款第 27 条の職務を行うほか、理事会及び総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

#### (役員任期)

- 第 4 条 役員任期は、定款第 28 条に定めるとおりとする。ただし、理事は通算して 10 年、監事は 6 年間を超えて在任することはできない。
- 2 前項ただし書の規定は、会長、副会長又は専務理事である役員については 80 歳を超えて在任することはできない。

#### (役員報酬等の支給)

- 第 5 条 役員(会長、副会長及び専務理事に限る。第 3 項において同じ。)には、報酬等を支給するものとする。
- 2 前項の報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- 3 定款第 30 条第 1 項の規定による報酬等の支給の基準は、毎年度総額 120 万円の範囲内とし、それぞれの報酬額は会長が定める。
- 4 役員に、その職務を行うために要する費用を支給するものとする。
- 5 前項の費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。
- 6 定款第 30 条第 2 項の費用の支給の基準については、旅費に関する規則に定めるとおりとするほか、事務局職員の例により実費相当額を支給するものとする。

#### (特別役員)

- 第 6 条 この法人に、特別役員として、定款第 31 条第 1 項に定める名誉会長、名誉顧問、相談役及び顧問並びに審議員を置く。
- 2 特別役員の職務は、定款第 31 条第 2 項から第 6 項までに定めるとおりとする。
- 3 特別役員の選任及び解任は、定款第 31 条第 5 項に定めるとおり、理事会

において決議する。

4 名誉会長の任務については役員に準ずるものとする。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 【剣連規則第3号】

#### 総会及び理事会に関する規則（定款第4章及び第5章関係）

##### （趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第23条及び第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟の総会及び理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （総会付議事項等の理事会先議）

第2条 定款第13条に定める事項に加え、次に掲げる事項を総会に付議するためには、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

- (1) 年間事業計画に関する事項
- (2) 人事に関する事項
- (3) 規則の変更に関する事。
- (4) その他会長が理事会の決議を経て定める事項

##### （総会等の議長の権限等）

第3条 総会又は理事会の議長は、総会又は理事会の議事を整理する。

2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当該総会又は理事会に出席した副会長、専務理事、理事、監事又は必要と認めた者に意見を求めることができる。

##### （総会等の議事録等）

第4条 総会及び理事会の議事については、定款第22条及び第40条の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 代議員（理事会にあっては、理事）の現在数
- (3) 会議に出席した代議員、理事及び監事（理事会にあっては、理事及び監

事)の氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 11 条又は第 15 条に定める事項

（理事会への関係者の出席）

第5条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（議事経過等の報告）

第6条 議長は、総会又は理事会を欠席した代議員、理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布し、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

（事務局）

第7条 総会及び理事会の運営に関する事務は、事務局が処理するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、総会及び理事会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### **【剣連規則第4号】**

##### **資産及び会計に関する規則（定款第7章関係）**

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第50条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の資産及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計区分及び銀行口座）

第2条 剣連の業務遂行のため、会計を次の5つに区分し、それぞれの銀行口座

を設け、資産の運用及び会計処理に当たるものとする。

- (1) 法人：管理費
- (2) 収益：収益事業費
- (3) 剣道：剣道の事業費
- (4) 居合道：居合道の事業費
- (5) 杖道：杖道の事業費

(収支予算)

第3条 事業計画を基本とする収支予算案は、定款42条の規定に基づき、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、年度初めの理事会の決議を経て総会の承認を受けたのち、執行するものとする。

(事業報告及び決算)

第4条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が定款第43条第1項に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。この場合においては、同条第2項の定めるところにより、定時総会にその内容を報告し、又はその承認を受けなければならない。

(会計責任者及び実務担当者)

第5条 会長は、第2条の会計区分ごとに会計責任者を任命し、各会計責任者は、それぞれ会計実務担当者を任命するものとする。

(帳簿管理)

第6条 会計責任者は、各月末及び会計年度末に各帳簿を締め切り、月次及び年度決算手続を行うものとする。

(記帳)

第7条 会計実務担当者は、記帳を迅速かつ正確に行うものとする。

(証憑書類)

第8条 会計業務は、原則、証憑書類（取引の正当性を立証する書類をいう。）に基づいて行うものとする。

(事業の実施)

第9条 会計実務担当者は、予算に基づき各事業の実施のための資金を準備し、事業実施後、収支報告書を作成し清算を行うものとする。

- 2 会計実務担当者は、事業者等への支払は、原則、請求書に基づいて行い、請求書のないものについては、領収証、レシートなど証憑書類を取得しなければならない。
- 3 日当及び交通費の支払は、旅費に関する規則に従って行い、受領書を作成し、支払い時に受領サインを領収しなければならない。

(報酬及び給与の支払い)

第10条 財務部長は、定められた金額の役員報酬及び給与の支払と明細書の作成と送付を行うものとする。この場合において、支払の時期は、次のとおりとする。

- (1) 役員報酬及び非常勤職員の給与  
4か月分をまとめて4か月目の初日に支払う。  
(例：4月分から7月分までを7月1日に支払う。)
- (2) 正規職員の給与  
前月分を翌月の15日に支払う。(例：4月分を5月15日に支払う。)

(納税)

第11条 財務部長は、法令に従って、遅滞なく納税を行うものとする。

(会計監査)

第12条 財務部長は、事業年度の初めと途中に、定期的に会計監査会を計画し、会計監査を受けるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、資産及び会計に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**【剣連規則第5号】**

**事務局の組織及び運営に関する規則（定款第10章関係）**

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第49条第5項の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）事務局の組

織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局に置く職員)

第2条 事務局に置く職員は、次のとおりとする。

事務局長・部長等	主任	担当
事務局長	-	-
事業部長	大会主任	
	大会主任	
	講習主任	
審査部長	審査主任	審査担当
企画広報部長	企画広報主任	-
財務部長	会計主任	-
居合道部長	居合道主任	-
杖道部長	杖道主任	-
事務職員	-	-

(選任)

第3条 事務局長は、理事会で推薦し、総会で決定する。

2 事務局員は、事務局長が推薦し、専務理事が決定する。

(任務)

第4条 事務局長は、専務理事を補佐し、事務局を統括して、事業事務を処理する。

2 事務局員は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 事業部長は、剣連の行う大会、講習会、強化会及び幼少年指導を担当する。
- (2) 審査部長は、剣連の審査会及び公認審判認定審査を担当する。
- (3) 企画広報部長は 広報活動全般を担当する。
- (4) 財務部長は、会計処理並びに予算及び決算に関する事務を担当する。
- (5) 居合道部長は、居合道の運営に関する事務を処理する。
- (6) 杖道部長は、杖道の運営に関する事務を処理する。
- (7) 主任は、部長を補佐し業務に当たる。
- (8) 担当は、主任を補佐し業務に当たる。

(任期)

第5条 事務局員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された事務局員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 事務局員は、任期満了後も、後任者の就任まではその業務を行わなければならない。

(就業規則)

第6条 事務局長、部長、主任及び事務員は、剣連の職員として、別に定める就業規則を遵守して、業務を行う。

(書類・帳簿)

第7条 書類及び帳簿の保管期間は、5年とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 【剣連規則第6号】

### 旅費に関する規則（定款第11章関係）

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、法令又は同定款に定めるもののほか、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の役員及び職員並びに剣連派遣の監督及び選手の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(施行命令及び派遣命令)

第2条 旅行及び派遣は、必要に応じて会長が命令する。

(出張旅費)

第3条 旅費の種類は、交通費（JR運賃、航空運賃等）、日当、宿泊料、市（都）内交通費及び昼食代とする。

2 県内交通費は、原則として次条の支給基準に基づき支給する。

- 3 県外交通費は、実費支給とする。この場合において、あらかじめ剣連が旅行会社との交渉の上旅券を発注できる場合は、その方法によるものとする。
- 4 役員及び職員の日当及び宿泊料については、別に定める。
- 5 大会、行事ごとの具体的な旅費の金額は、別に定める。

(剣連の大会、審査会、講習会、理事会、監査会等の日当等)

第4条 剣連主催(主管)の行事の審判、審査員、講師、役員、補助員等の日当及び旅費は、別に定める。

(旅行日数及び派遣日数)

第5条 旅行日数及び派遣の日数は、専務理事が決定する。

(旅行結果及び派遣結果の報告)

第6条 旅行又は派遣の結果については、遅滞なく、その概要を会長に口頭で報告するものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、文書(復命書)をもって報告しなければならない。

(規制)

第7条 剣連の役員及び職員が職務を離れ、監督又は選手として派遣された場合は、役員及び職員の旅費支給規定の適用を除外し、監督及び選手の当該規定を適用する。

- 2 選手強化のための監督、コーチ及び選手(候補選手を含む。)の旅費及び合宿費は、その都度、内規をもって専務理事が決定する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、旅行の命令、旅費の支給等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 【剣連規則第7号】

### 事務決裁に関する規則(定款第11章関係)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款(以下「定款」という。)第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟(以下「剣連」という。)の事務決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の責任の所在を明確にし、合理的で能率的な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各に定めるとおりとする。

(ア) 決裁 会長(代表理事)の権限に属する事務について、剣連としての意思決定を行うことをいう。

(イ) 専決 会長の権限に属する事務について、この規則の定めるところにより、専決権限者が剣連としての意思決定を行うことをいう。

(会長決裁)

第3条 剣連の事務は、次条に規定する専決事項を除き、すべて会長(代表理事)の決裁を得なければならない。

2 会長(代表理事)及び次条の専決権限者は、定款第3条に規定する剣連の目的を達成するため、具体的な事業活動(事業計画の企画立案、資金調達及び運用、人事、対外組織との対応、会員サービスの提供、職員雇用、備品購入等)を、法令及び定款若しくは規則に基づいて、適切に処理するものとする。

(専決)

第4条 会長が必要と認めた場合は、次に掲げる事項を専務理事に専決させることができる。

(ウ) 事務局職員の国内旅行命令に関すること。

(エ) 軽易な文書の施行に関すること。

2 専務理事は、必要があると認める場合は、専決した事項について、会長に報告するものとする。

(専決事項の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、内容が特に重要又は異例であると認められる事項については、同条第1項各号に掲げる事項についても、会長の決裁を得なければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、剣連の事務の決裁に関し必要な事項は、

会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 【剣連規則第8号】

#### 専門委員会に関する規則（定款第11章関係）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の専門委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類及び組織）

第2条 専門委員会の種類及び組織は、次に定めるとおりとする。

区分	名 称	委員長	副委員長	委 員		
1	総務委員会	選出	選出	東予地区 委員	中予地区 委員	南予地区 委員
2	強化委員会	選出	選出	東予地区 委員	中予地区 委員	南予地区 委員
3	認定審査委員会	選出	選出	全県下より選出		
4	女性委員会	選出	選出	東予地区 委員	中予地区 委員	南予地区 委員
5	年報編集委員会	選出	選出	年報編集委員		
6	居合道委員会	選出	部長	居合道委員		
7	杖道委員会	選出	部長	杖道委員		

2 次の表に掲げる専門委員会の委員には、それぞれ同表に定める担当業務を分担させるものとする。

専門委員会名	担当業務		
強化委員会	ジュニア担当	少年担当	成年担当

- 3 各委員会は、原則委員長を含み専門委員概ね5名以内とする。ただし、当  
事項の調査研究等及び職務遂行のため必要があると認めるときは、増員する  
ことができる。また必要に応じて居合道部、杖道部から1名ずつを加えるこ  
とができる。
- 4 専門委員長、副委員長は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 5 総務委員は、地区理事会から推薦し、会長が理事会に諮って委嘱する。その  
他の専門委員は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 6 委員長は、会長の要請により総会及び理事会に出席し意見を述べるととも  
に、質問に答えるものとする

(任期)

第3条 正副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(任務)

第4条 専門委員会は、その担当任務について調査、研究等を行い、その結果を  
理事会に報告しなければならない。

2 専門委員会の担当任務は、原則として、次のとおりとする。

(1) 総務委員会は、剣連内の次に掲げる諸事項の研究討議機関とする。

(ア) 定款、規則等の制定及び改正

(イ) 普及振興策や審査の研究

(ウ) 広報活動

(エ) 表彰等の対象者の選考

(オ) その他

(2) 強化委員会は、次の方法により会員の競技力の向上に努める。

(ア) 各地区における定期的な稽古会の実施

(イ) 全国大会強化会の実施

(ウ) 各地区の交流の実施

(エ) 県外地域との交流の実施

(オ) 強化認定選手の選考

(カ) その他

(3) 公認審判委員会は、次に掲げる事項を担当する。

(ア) 別に定める公認審判員制度運営規定の運用

(イ) 資質向上のための講習会の開催

(ウ) その他

(4) 女性委員会は、次に掲げる事項を担当する。

(ア) 女性会員の資質向上と錬成の実施

- (イ) 女性の自立を促進し、組織の統合に努める。
- (ウ) その他
- (5) 年報編集委員会は、次に掲げる事項を担当する。
  - (ア) 剣道愛媛の発行に努める。
  - (イ) 広報活動及び刊行物に関すること
  - (ウ) その他
- (6) 学校委員会は、次に掲げる事項を担当する。
  - (ア) 県中学校体育連盟剣道専門部、県高等学校体育連盟剣道専門部及び県内大学事務局代表者による情報提供により事業の円滑化を図る。
  - (イ) その他
- (7) 居合道専門委員会は、居合道全般について担当する。
- (8) 杖道専門委員会は、杖道全般について担当する。

(会議)

第5条 委員長は、会長の委嘱を受け、委員会を招集して議事進行に当たるものとする。会議の結果は、その都度要点を記録し会長に報告するものとする。

- 2 専務理事並びに事務局長及び各部長は、委員会に出席し意見を述べることができる。
- 3 専門委員会は、必要に応じて参考人又は学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**【剣連規則第9号】**

**表彰、祝賀及び顕彰に関する規則（定款第11章関係）**

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の表彰、祝賀及び顕彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 剣連の行う表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 剣道連盟特別賞（全会員該当）
- (3) 剣道連盟賞（高校生以下は該当しない）
- (4) 最優秀選手賞（小学生、中学生及び高校生該当）
- (5) 優秀選手賞（小学生、中学生及び高校生該当）
- (6) 努力賞（小学生、中学生及び高校生該当）
- (7) 感謝状（全会員該当）

2 前項に定めるもののほか、会長が特に必要と認める場合は、剣連名又は会長名で表彰することができる。

(表彰の基準)

第3条 前条第1項第1号の「功労賞」の受賞基準は、次のとおりとする。

次のいずれもの要件を満たす者で、多年にわたり剣連の振興発展に貢献し、その功績が特に顕著で、加盟団体から推薦され、理事会で承認された個人。ただし、令和3年4月1日一般社団法人設立以前の実績も加味することとする。

- (1) 剣連の役員を継続して5期10年間以上歴任した者又は加盟団体の長を継続して5期10年以上歴任した者
- (2) 教士7段以上を有している者
- (3) 80歳以上の者又は故人
- (4) 人格徳操高潔なる者

2 前条第1項第2号の「剣道連盟特別賞」の受賞基準は、次のとおりとする。

全国大会の団体試合又は個人試合で優勝した者。ただし、剣連が主催する大会及び組織母体が社会的認知を受けた団体が主催する大会に予選会を通過したか、推薦により出場した場合に限る。

- (1) 全日本剣道選手権大会（男女）
- (2) 全日本居合道大会
- (3) 全日本杖道大会

- (4) 国民体育大会
- (5) 全日本都道府県対抗少年剣道大会
- (6) 全国道場少年剣道選手権大会
- (7) 全国道場少年大会
- (8) 全国スポーツ少年団交流大会
- (9) 全国中学校総合体育大会
- (10) 全国高等学校総合体育大会
- (11) 全国高校選抜大会
- (12) 上記以外の各種全国大会

3 前条第1項第3号の「**剣道連盟賞**」の受賞（高校生以下はこの賞に該当しない）基準は、次のとおりとする。

県大会以上の大会で次に示す成績を挙げた者。ただし、剣連が主催する大会及び組織母体が社会的認知を受けた団体が主催する大会に予選会を通過して参加したか推薦により出場した場合に限る。

- (1) 全国大会団体 3 位以上の成績
- (2) 全国大会個人 8 位以上の成績
- (3) 国民体育大会 5 位以上の成績
- (4) 剣連主催の全国大会予選会において、個人で次の年数を連続優勝した者。ただし、同一大会に限り、部門をまたぐ場合も可。
  - (ア) 3年
  - (イ) 5年

4 前条第1項第4号の「**最優秀選手賞**」の受賞基準は、次のとおりとする。

在学中にわたって剣道に精励し、各種の大会などにおいて、次に示す優秀な成績を挙げ、かつ、剣道修行に努力をした心身共に優れた小学6年生、中学3年生及び高校3年生に授与する。ただし、剣連が主催する大会及び組織母体が社会的認知を受けた団体が主催する大会に予選会を通過して参加した大会に限る。なお、中学生、高校生を対象に教育的配慮に基づく大会も認める。

- (1) 全国大会団体 3 位(補員も含む)以上の成績
- (2) 全国大会個人 8 位以上の成績
- (3) 国民体育大会 5 位以上の成績

- (4) 四国大会（中学校・高等学校体育連盟主催）において優勝した団体（補員も含む）又は個人。ただし、四国中学新人大会は除く。
- (5) 国体四国ブロック大会（補員も含む）優勝
- (6) 愛媛県剣道連盟主催大会で2年連続個人優勝した者。ただし、スポレクも含む。（同一大会、同種目に限る。）
- (7) 愛媛県大会（中学校・高等学校体育連盟主催）で2年連続個人優勝した者。（同一大会、同種目に限る。）

5 前条第1項第5号の「**優秀選手賞**」の受賞基準は、次のとおりとする。

- (1) 四国中学新人大会において優勝した団体（補員も含む）
- (2) 愛媛県剣道連盟主催大会で優勝した団体（補員も含む）又は個人3位以上。ただし、スポレクも含む。
- (3) 愛媛県大会（中学校・高等学校体育連盟主催）で優勝した団体（補員も含む）又は個人3位以上。
- (4) 全国高等学校剣道選抜大会予選会で優勝した団体（補員も含む）

6 前条第1項第6号の「**努力賞**」は、在学中にわたり剣道に精励し、「劣悪な環境のもと努力した。」など他の模範となる小学6年生、中学3年生及び高校3年生に授与する。

7 前条第1項第7号の「**感謝状**」は、剣連の発展振興に対して、特に功労があると認められた個人又は団体に授与する。

（表彰者の推薦）

第4条 加盟団体等の長は、前条に該当すると認められる団体又は個人がある場合は、次の事項を記載した推薦書を作成し、会長に提出するものとする。

- (1) 被表彰者名
  - (ア) 個人
    - 氏名（ふりがな）、生年月日、職業、加盟団体名とその地位又はその役職名及び住所
  - (イ) 団体
    - 公式名称及び代表者氏名
- (2) 表彰事由
- (3) 特に功労のあった点
- (4) その他表彰上の参考事項

2 加盟団体より2名以上の表彰の上申をするときは、その順位を明らかにし

なければならない。ただし、その功労に等差のない場合は、この限りでない。

(表彰者の決定)

第5条 会長は、理事会に諮り表彰者を決定し、総会に報告するものとする。

(表彰の方法)

第6条 当連盟の被表彰者には、賞状及び副賞を贈呈し、顕彰する。

(表彰年度)

第7条 表彰は、毎年行うものとし、表彰年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(表彰の取消し)

第8条 会長は、表彰を受けた者が、受賞にふさわしくない行為があった場合は、理事会に諮って表彰を取り消すことができる。

(顕彰制度)

第9条 剣連創立以来本連盟に多大な貢献があったと認められる者に「功労者」又は「名誉会員」の称号を授与し、その者を顕彰する。

(功労者)

第10条 剣連創立「昭和24年11月6日」以来本剣連に多大な貢献があったと認められる者7名(別紙掲載)を「功労者」として、永久に讃えるものとする。

2 前項の功労者に匹敵する、剣道及び剣連に対する多大な貢献があったと認められる者を、理事会の議決を経て、「功労者」として追加することができる。

(名誉会員)

第11条 剣連盟創立以来本連盟に多大な貢献があったと認められる者に「名誉会員」の称号を授与する。

2 前項に定めるもののほか、剣連「功労賞」を受賞した者に「名誉会員」の称号を授与する。

(表彰などの審議)

第12条 専務理事は、第4条に規定する上申を受理したときは、表彰などの可決について必要な事項を調査検討し、表彰などの要否、種類、副賞等の程度について意見を付し、理事会に諮り、会長の承認を受けなければならない。

(表彰様式)

第13条 剣連の行う表彰の賞状及び感謝状の様式は、様式第1号から様式第5号までのとおりとする。(表彰状に番号)

(表彰台帳)

第14条 剣連は、表彰台帳を備え付け、表彰等の状況を記録するものとする。

(祝賀会)

第15条 剣連が行う祝賀の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人全日本剣道連盟が表彰する功労賞若しくは有功賞又はこれらに値する賞を受賞した者
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会が表彰する項目に該当した者
- (3) 外部団体から表彰を受けた者で、前2号と同様の価値があると判断したもの
- (4) 剣道範士を受領した者
- (5) 会長が必要と認めた者

2 祝賀会の要項は、次のとおりとする。

- (1) 祝賀会の開催は、原則総会終了時とする。
- (2) 祝賀の対象期日は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 剣連が該当者を招待し、剣連特別賞を送り記念品を授与する。
- (4) 表彰者を各加盟団体に報知し、記念品料の呼び掛けをすることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 【剣連規則第 10 号】

### 葬祭等に関する規則（定款第 11 章関係）

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款第 50 条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の行う葬祭、慶弔、見舞い等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （剣連葬の対象等）

第 2 条 愛媛剣連葬については、次に掲げる者をその対象として、会長が理事会に諮り総会で承認を受け、実施するものとする。

- (1) 公益財団法人全日本剣道連盟の役員をした者
- (2) 会長、副会長又は専務理事の要職に永年貢献した者
- (3) 範士の称号を授与された者
- (4) 剣連の振興及び奨励に著しく貢献したと認められる者

#### （剣連葬の執行）

第 3 条 剣連葬は、剣連の総力を結集し、連盟内外に広く報知して執り行うものとする。

#### （準剣連葬）

第 4 条 準剣連葬の対象者は、剣連葬に準ずる者とし、出身加盟団体と合同で執り行い、代表を派遣し、弔意を表すものとする。

2 準剣連葬については、剣連加盟団体及び役員に報知するものとする。

#### （一般葬儀）

第 5 条 前 3 条以外の葬儀を一般葬儀とし、次のとおり対応するものとする。

- (1) 理事以上の役職に精勤した者を対象に、状況を鑑み、会長の指示により花輪を立てることができる。
- (2) 前号に掲げる者に対しては、会長の指示により、香典用として慶弔費を支出することができる。
- (3) 理事以外の者で剣連に対し貢献度が高いと認められる者に対しては、会長の判断により、慶弔費を支出することができる。

(弔電)

第6条 登録会員を対象として、会長の指示により、弔電を施行することができる。

(剣連への報知)

第7条 加盟団体の長は、前4条に定める葬祭等に該当すると認められる者があるときは、会長に、次の事項を記載した「訃報通知」にて報告するものとする。

- (1) 物故者名
- (2) 喪主の氏名(ふりがな)及び住所
- (3) 葬儀(通夜)の日時及び場所
- (4) 剣道に関する生前の功労概要

(加盟団体への報知)

第8条 剣連は、前条の規定により、加盟団体からの「訃報通知」を受理した場合は、速やかにその内容を他の加盟団体に報知しなければならない。ただし、土曜、日曜又は祝日に絡んだときは、当該加盟団体が直接他の各加盟団体に報知しなければならない。

(弔慰)

第9条 次に掲げる剣連の会員等の死亡に対する弔慰の取扱いは、剣連への貢献度に応じて会長が定める。

- (1) 剣連の役員、顧問、審議員、代議員、元会長、元副会長、元専務理事及び加盟団体会長
- (2) 剣連の会長、副会長、専務理事、監事、顧問及び審議員の配偶者等
- (3) 一般会員

2 関係団体役員等に対する弔慰の取扱いは、会長が判断する。

(見舞)

第10条 会長が必要と認めた場合は、見舞金を支出することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 【剣連規則第 11 号】

### 奨励振興事業に関する規則（定款第 11 章関係）

#### （趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人愛媛県剣道連盟定款（以下「定款」という。）第50条の規定に基づき、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の特定所属団体に対する剣道等奨励振興事業交付金（以下「奨励費」という。）及び事業振興費について必要な事項を定めるものとする。

#### （奨励振興事業）

第2条 剣道等奨励振興事業の対象として会長が適当と認める団体に対しては、年度内の予算の範囲内において会長が定める奨励費を支給する。なお、当該団体について、それぞれ年度1回限りとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合は、予算の範囲内で、会長が定める奨励費を支給することができる。

- (1) 個人が全国大会（それ以上の規模も含む。）に出場した場合
- (2) 役員又は会員が、公益財団法人全日本剣道連盟が主催する世界各地への指導者派遣として派遣された場合
- (3) 加盟団体(支部団体を含む。)等が主催する剣道大会に際し会長が委嘱を受けて出席した場合

#### （事業振興費）

第3条 会長は、奨励費の原資として、昇段審査会登録時に、会員から、会員の入会、登録、会費等に関する規則で定める事業振興費を徴収することができる。

#### （委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、奨励費及び事業振興費に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 一般社団法人愛媛県剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則

## 第1章 総則

(目的)

【第1条】 この規定は、剣道の理念及び公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の剣道称号・段級位審査規則（平成24年4月1日制定）、剣道称号・段級位審査細則（平成24年4月1日制定）、剣道称号・段位審査実施要領（平成24年4月1日制定）に基づき、剣道の奨励及びその向上に資する目的で、一般社団法人愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の剣道称号・段級位の審査について必要な事項を定める。

(最高位)

【第2条】 称号、段級位を通じ、範士を最高位とする。

(審査員選考委員会)

【第3条】 剣連は、審査員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を理事又はこれに準ずる者2人、範士2人、学識経験者1人の計5人を持って組織しなければならない。

- 2 選考委員会は、段位を審査する審査員を選考するほか、第19条に定める剣連会長（以下「会長」という。）の諮問に答えるとともに剣連の称号推薦者審議を会長の要請を受けて行う。
- 3 審査員選考委員会の構成は、筆頭副会長1名、副会長3名及び専務理事1名を原則とする。ただし、事情により本構成が得難いときは、委員の構成を変えることができる。
- 4 審査員選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 会長は、審査員選考委員を任命したときは、速やかに全剣連の定める様式によって委員の氏名等を全剣連会長に報告しなければならない。
- 6 審査員選考委員会の運営については、全剣連選考委員会に関する規定を準用する。

(審査委員長)

【第4条】 段位の審査会に審査委員長を置く。

- 2 各審査会の審査委員長は、副会長の中から会長が任命する。
- 3 審査委員長は、審査会を掌理し、審査事務に係る成員を指揮監督する。
- 4 審査会における審査委員長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事前に審査員研修を実施する。
- (2) 第7条のうち審査主任の任務と第8条の審査員の責務の遵守について掌握する。
- (3) 受審者に対し審査の実施に関する指示及び諸注意を行う。
- (4) 審査員の採点した採点用紙の集計を行い、合格番号を整理し、合格者の発表を行う。
- (5) 審査員に事故のあった場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査が遅滞しないように万全を期する。
- (6) 審査員に審査会の運営に関する情報提供を行う。
- (7) 受審者に負傷等の事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査が遅滞しないよう万全を期する。
- (8) 審査会場全般における秩序と環境の保全を図り、審査の進行管理円滑適正に行う。
- (9) 成員に適切な指示を行う。

(審査員の選考・任命)

【第5条】 段位の審査員は、審査員選考委員会の選考に基づき、会長が任命し、その氏名等を全剣連会長に報告しなければならない。

- 2 段位の審査員は、審査の都度、審査員名簿の中から選考する。
- 3 審査員選考委員会は、前項により審査員を選考したときは、速やかに全剣連の定める様式によって、その氏名等所定事項を記載した名簿を、全剣連会長に提出して報告しなければならない。
- 4 一級の審査員は、段位の審査員と同様に選考・任命されるほか、加盟団体長によっても選考・任命することができる。

(審査員の選考基準および審査員の数)

【第6条】 段級位の審査員を選考する基準は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数	年齢
一級	六段以上の者	実技 木刀稽古法	5名又は 3名	70歳以下
初段ないし三段	七段以上の者	実技・形・学科	5名	70歳以下
四段ないし五段	七段以上の者	実技・形・学科	6名	70歳以下

(審査会)

【第7条】 第4条第2項の規定により任命された審査委員長は、その都度段級位の審査会を構成する。

- 2 審査委員長の指名により段位審査会の審査場に審査主任1名を置く。
- 3 審査主任は、審査委員長の指揮を受けて、当該審査場の審査を運営するほか、審査員を掌握する。
- 4 審査場における審査主任の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 担当する審査場の運営に関し審査員を指揮し、適正な審査に当たる。
  - (2) 担当する審査場の係員に審査の運営に関する指示を行い、適正かつ円滑な審査の進行を図る。
  - (3) 審査員に事故のあった場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査委員長に報告する等、審査が遅滞しないように万全を期する。
  - (4) 審査中、受審者に負傷等の事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査委員長に報告する等、審査が遅滞しないよう万全を期する。
  - (5) あらかじめ定められた方法により審査が行われているかを常に確認する。
  - (6) 審査場及びその周辺における受審者または見学者等の不適切な挙動を発見した場合は、直ちに審査を中止し、審査委員長に報告する等、速やかに審査の適正化を図る。
- 5 段位の審査は、すべて計画審査により実施する。
- 6 一級の審査は、計画審査により実施するほか、加盟団体主催の申請審査によっても実施することができる。(審様式1)  
また、教育的機関等から申し出があり、剣道振興への寄与が認められると会長が判断した場合は、申請審査の実施を加盟団体に依頼することができる。
- 7 加盟団体が、申請審査を実施した場合、速やかに期日、場所、審査員名、受審者数、合格者数を愛媛県剣道連盟に報告しなければならない。(審様式2、3)

(審査員の責務)

【第8条】 審査員は、審査に当たり、常に厳正、適正、かつ、公平であらねばならない。

- 2 審査員は、前項の責務を全うするため、審査の信用を傷つける行為又はその公正、公平を疑われる言動をしてはならない。
- 3 審査員は、審査に支障を及ぼすおそれが疑われる財産上の利益の供与若しくは供応接待、又は利害関係を有する者と接見若しくは交信してはならない。
- 4 審査員は、審査会において、みだりに他の審査場に入入りし、また、他の審査員に対し特定の受審者を益し又は害する言動をしてはならない。
- 5 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならない。

## 第2章 称号の審査

(付与基準)

【第9条】 称号は、錬士、教士及び範士とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 錬士は、剣理に錬達し、識見優良なる者
- (2) 教士は、剣理に熟達し、識見優秀なる者
- (3) 範士は、剣理に通暁、成熟し、識見卓越、かつ、人格徳操高潔なる者

(受審資格)

【第10条】 称号を受審しようとする者は、剣連の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 錬士 六段受有者で、六段受有後1年を経過し、加盟団体の選考を経て、会長より推薦された者
- (2) 教士 錬士七段受有者で、七段受有後2年を経過し、加盟団体の選考を経て、会長より推薦された者
- (3) 範士 教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、加盟団体の選考を経て、会長より推薦された者又は全剣連会長が適格と認めた者

2 五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上で、特に、会長より推薦された者で、審査員選考委員会において、第9条第1号の基準に達していると認められた者は、前項第1号の規定にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。

ただし、会長の推薦は、自らの剣道修行以外に剣道の振興に貢献がある活動を行っている者と認められた者に限る。

(審査の方法)

【第11条】 審査の方法及び運営については、全剣連の定める規則、細則及び実施要領並びに剣連の定める実施要領による。

(審査の合否)

【第12条】 審査の合否は、全剣連の定める規則、細則及び実施要領による。

(特別措置)

【第13条】 全剣連会長は、称号の審査に関し、合格の決定を不当と認めるときは、全剣連選考委員会の意見を聴いてこれを取り消すことができる。全剣連会長は、この決定をしたときは、その旨を当該受審者に告知するとともに、剣連会長に通知しなければならない。

- 2 全剣連会長は、称号の審査に関し、特段の事由があると認める受審者については、審査会の評決を斟酌したうえ、全剣連選考委員会の意見を聴いて、これを合格とすることができる。
- 3 全剣連会長は、不正の手段によって審査を受け、又は受けようとした者に対して合格を取り消し、又はその審査を停止することができる。この決定は、審査会の申し立てにより全剣連会長が行う。全剣連会長は、この決定をしたときは、その旨を当該受審者に告知するとともに、剣連会長に通知しなければならない。

### 第3章 段位の審査

(付与基準)

【第14条】 段位は、初段ないし八段とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 初段は、剣道の基本を修習し、技量良なる者
- (2) 二段は、剣道の基本を修得し、技量良好なる者
- (3) 三段は、剣道の基本を修練し、技量優なる者
- (4) 四段は、剣道の基本と応用を修熟し、技量優良なる者
- (5) 五段は、剣道の基本と応用を錬熟し、技量秀なる者
- (6) 六段は、剣道の精義に錬達し、技量優秀なる者
- (7) 七段は、剣道の精義に熟達し、技量秀逸なる者
- (8) 八段は、剣道の奥義に通暁、成熟し、技量円熟なる者

(剣連の審査)

【第15条】 剣連は、全剣連会長の委任に基づき、一級ないし五段の審査を行う。

- 2 前項の審査は、本規定によるほか、実施要領に定めるところによりこれを行う。
- 3 剣連の行う審査はこの規則に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県剣道連盟審査申し合わせ事項に定める。

(受審資格)

【第16条】 段位を受審しようとする者は、剣連の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 初段 一級受有者で、満13歳以上の者
- (2) 二段 初段受有後1年以上修業した者
- (3) 三段 二段受有後2年以上修業した者
- (4) 四段 三段受有後3年以上修業した者
- (5) 五段 四段受有後4年以上修業した者
- (6) 六段 五段受有後5年以上修業した者

- (7) 七段 六段受有後6年以上修業した者
- (8) 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ満46歳以上の者

2 次の各号のいずれかに該当し、会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。

- (1) 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年 齢
二 段	35歳
三 段	40歳
四 段	45歳
五 段	50歳

- (2) 初段ないし五段の受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 第2項第1号の場合の「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、受審することができなかつたような場合をいう。この場合、受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。また、この場合の審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。

4 第2項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会及び剣連が主催する大会等で抜群の成績を収め、かつ、技量が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。

5 第2項第1号および第2号の受審は、1回限りとする。

(審査の方法)

【第17条】 段位の審査は、実技、日本剣道形（以下「形」という。第6条の「形」も同じ。）及び学科について行う。

2 一級～三級の審査は、実技と木刀による剣道基本技稽古（以下「木刀稽古法」という。第6条の「木刀稽古法」も同じ。）によって行う。

3 一級～三級の審査において、木刀稽古法の不合格者は、その科目を再受審することができる。この場合の再受審の期間は、不合格となった当該審査日から1年

以内とし、回数は1回限りとする。

- 4 剣連が実施する講習会（形又は木刀稽古法）を受講し、認定審査で合格した者は、当該年度（3月の講習会の場合は次年度）に行われる審査会において、第1項の形又は第2項の木刀稽古法の審査を免除する。

（審査の合否）

【第18条】 一級の審査は、審査員5名の場合、3名以上の合意により合格、審査員3名の場合、審査員2名以上の合意により合格とする。

- 2 初段ないし三段の審査は、5名の審査員中3名以上の合意により合格とする。
- 3 四段ないし五段の審査は、6名の審査員中4名以上の合意により合格とする。

（特別措置）

【第19条】 会長は、初段ないし五段の審査に関し、合格の決定を不当と認めるときは、選考委員会の意見を聴いてこれを取り消すことができる。この場合の選考委員会の意見は、会長を除く他の委員3名以上の合意によって決する。会長は、この意見により合格の決定を不当と認め、これを取り消したときは、その旨を当該受審者に告知しなければならない。

- 2 会長は、初段ないし五段の審査に関し、特段の事由があると認める受審者については、審査会の評決を斟酌したうえ、選考委員会の意見を聴いて、これを合格とすることができる。会長は、審査会の評決を斟酌するに当たり、同審査会の意見を求めることができる。
- 3 会長は、初段ないし五段の審査に関し、不正の手段によって審査を受け、又は受けようとした者に対しては、合格を取り消し、又はその審査を停止することができる。この決定は、審査会の申し立てにより会長が行う。会長は、本決定をしたときは、その旨を受審者に告知するとともに、選考委員会に通知しなければならない。
- 4 会長は、第1項ないし第3項の措置を行ったときは、速やかにその経緯を全剣連の定める様式によって全剣連会長に報告しなければならない。

（受審制限等）

【第20条】 剣連の会員で規定に定める資格を有しているものは、全剣連又は剣連の行う段級位審査を受審することができる。

- 2 剣連は、会員に対し、次の各号に該当する場合のほかは、全剣連への審査の申し込みを受け付けず、又は受審を拒否することができない。
  - (1) 会員としての義務を果たさず、会員として不適当な行為をした者
  - (2) 心身に障害があり、受審することが本人の安全その他の面において適当で

ないと認められる者

(3) 犯罪容疑あるいは社会的信用を失墜する行為があり、剣道人として相応しくないとして認められる者

(4) このほか、特別な事由により適当と認められない者

3 前項の措置は、剣連の理事会、またはこれに準ずる機関の議を経て行うものとする。

4 剣連の審査実施者は、審査の実施に当たり、次の各号に該当する者について受審を差し止めることができる。

(1) 心身の異常または障害が認められ受審することが適当でないと認められる者

(2) 剣道試合・審判規則第15条に規定する薬物等を使用していると認められる者

(3) 受審に当たり不正を行い、又は行おうとした者

(4) 審査会場の秩序を乱すような行為をした者

#### 第4章 称号および段位の返上等

(称号及び段位の返上・剥奪)

【第21条】 会長は、称号、段位の受有者が刑罰法令に触れるような行為をし、その他称号、段位を辱めるような非行があったと認めるときは、その者に称号、段位の返上を命じるよう、あるいは、これを剥奪するよう全剣連会長に申し立てをすることができる。

2 前項に関する事実調査は、全剣連綱紀委員会において行う。

3 全剣連綱紀委員会の長は、事実調査のため会長に所要事項を照会し、その報告を求めることができる。

4 前項の照会を受けた会長は、速やかに報告をしなければならない。

(称号及び段位の復活)

【第22条】 前条の規定により称号、段位を返上し、若しくは剥奪された者、又は会長は、称号、段位の復活をするよう全剣連会長に申し立てをすることができる。

#### 第5章 雑則

(情報の提供)

【第23条】 会長は、必要に応じ、審査の合否に関する概括的事項を受審者に提供することができる。

- 2 前項による情報の提供を求めることができるのは、受審者のみとし、その者の合否に関する事項に限定される。
- 3 受審者以外の者は、いかなる名目にせよ、審査の経緯、審査員の氏名等の情報の提供を求めることができない。

(審査料等)

【第24条】 受審者は、第3項に定める称号及び六段以上の段位の審査料並びに称号及び段位の合格にともなう登録料は剣連を経て全剣連に納入しなければならない。

- 2 受審者は、第3項に定める称号及び段級位の審査料並びにそれらの合格にともなう登録料を剣連に納入しなければならない。
- 3 第16条第2項第1号に規定する登録料は、初段より累計した額とする。
- 4 有段者が第16条第2項第1号の規定により受審し、合格した場合の登録料は、前項の規定にかかわらず、受審時の直上段位ないし合格した段位の累計した額とする。
- 5 一級の審査を加盟団体が実施したときは、登録料のうち1,500円を剣連に納入するものとする。
- 6 受審者の納入金額は下記による。

(1) 70歳未満

単位：円

称号 段級位	審査料			登録料				総合計
	全剣連	剣連	合計	全剣連	剣連	入会金	合計	
範士				82,500	43,450		125,950	125,950
教士	11,000	13,200	24,200	49,500	29,150		78,650	102,850
錬士	7,700	12,430	20,130	33,000	27,500		60,500	80,630
八段	8,800	13,420	22,220	57,750	28,875		86,625	108,845
七段	7,700	13,090	20,790	41,250	28,325		69,575	90,365
六段	6,600	11,440	18,040	24,750	26,675		51,425	69,465
五段		8,800	8,800	9,900	14,410		24,310	33,110
四段		7,700	7,700	6,600	11,440		18,040	25,740
三段		6,600	6,600	4,950	9,955		14,905	21,505
二段		5,500	5,500	3,300	7,370		10,670	16,170
初段		4,400	4,400	2,530	7,117		9,647	14,047
一級		1,100	1,100		2,750	1,500	4,250	5,350

注記：初段以上の剣連登録料は、振興費4,000円を含んでいる。

(2) 70歳以上

単位：円

称号 段級位	審査料			登録料				総合計
	全剣連	剣連	合計	全剣連	剣連	入会金	合計	
範士				41,250	21,725		62,975	62,975
教士	11,000	13,200	24,200	24,750	14,575		39,325	63,525
錬士	7,700	12,430	20,130	16,500	13,750		30,250	50,380
八段	8,800	13,420	22,220	28,875	14,438		43,313	65,533
七段	7,700	13,090	20,790	20,625	14,163		34,788	55,578
六段	6,600	11,440	18,040	12,375	13,338		25,713	43,753
五段		8,800	8,800	4,950	7,205		12,155	20,955
四段		7,700	7,700	3,300	5,720		9,020	16,720
三段		6,600	6,600	2,475	4,978		7,453	14,053
二段		5,500	5,500	1,650	3,685		5,335	10,835
初段		4,400	4,400	1,265	3,559		4,824	9,224
一級		1,100	1,100		1,375	1,500	2,875	3,975

注記：初段以上の剣連登録料は、振興費 2,000 円を含んでいる。

(外国人の取り扱い)

【第 25 条】 外国人の称号及び段位の審査に関する諸手続その他については、本規定を準用するほか、諸手続については別に定める。

- 外国人が称号を受審するためには、当該外国人が属する国の団体会長の推薦に基づき、全剣連会長の承認を必要とする。
- 外国人が教士又は範士の称号を受審するためには、規則に定める錬士又は教士の称号受有者でなければならない。
- 外国の段位を有する者が全剣連の段位を受審しようとするときは、第 2 項の規定を準用する。

## 剣道称号・段級位審査実施要領

### 称号審査の方法

#### 1 錬士の審査

(1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき条件

- ① 剣道実技の修練を続けている者
- ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的見識に富み、健全な社会生活を営む者
- ③ 剣連が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・

指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記の認定の全部又は一部を省略することができる。）

- ④ 愛媛県剣道連盟公認審判員制度運営規定第10条第1号の第1種公認審判員を取得し、第13条の講習の義務を果たしている者  
ただし、本人の申し出により71歳以上の者は義務を免除することができる。
  - ⑤ 剣連が主催する称号錬士推薦のための日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会を年1回以上受講の義務を果たしている者。
- (2) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書（全剣連様式第5号 自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、加盟団体に提出する。
  - (3) 加盟団体は、申請書及び小論文に加盟団体の推薦書を添えて剣連に提出する。
  - (4) 会長は、選考委員会の議を経て、上記(1)の要件に該当すると認められた者について、申請書と小論文に剣連の推薦書（全剣連様式第7号）を付して全剣連会長に候補者として推薦する。
  - (5) 合否の決定は全剣連会長が行う。
  - (6) 審査は通常年2回実施する。

## 2 教士の審査

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき条件
  - ① 剣道実技の修練を続けている者
  - ② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的見識に富み、健全な社会生活を営む者
  - ③ 全剣連又は剣連が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、剣道の指導および審判の経験を有する者（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者又は全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記の認定の全部又は一部を省略することができる。）
  - ④ 愛媛県剣道連盟公認審判員制度運営規定第10条第1号の第1種公認審判員を取得し、第13条の講習の義務を果たしている者  
ただし、本人の申し出により71歳以上の者は義務を免除することができる。
  - ⑤ 剣連が主催する称号教士推薦のための日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会を年1回以上受講の義務を果たしている者。
- (2) 教士を受審しようとする者は、別に定める申請書（全剣連様式第4号 自筆）

を加盟団体に提出する。

- (3) 加盟団体は、申請書に加盟団体の推薦書を添えて剣連に提出する。
- (4) 会長は、選考委員会の議を経て、上記(1)の要件に該当すると認められた者について、申請書に剣連の推薦書（全剣連様式第6号）を付して、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (5) 全剣連会長は、候補者に対し日本剣道形・審判法・指導法・剣道の一般素養に関する筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。
- (6) 審査は通常年2回実施する。

### 3 範士の審査

- (1) 会長は、選考委員会の議を経て、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規則第8条第3号に定める付与基準に該当すると認められた者について、推薦書（全剣連様式第3号）を提出し、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (2) 全剣連は、規則第9条第1項第3号の受審資格を備えた者について、候補者名簿を作成する。
- (3) 全剣連は、候補者名簿に記載された者についての予備調査を実施し、調査結果を審査会に提出する。予備調査は、下記の事項について行う。
  - ① 剣道人として実践してきた実績
  - ② 指導者としての実績
  - ③ 論文、講演録などの専門的業績
  - ④ 人物、識見、剣理に対する評価
  - ⑤ 剣道およびその他、武道修業全般に関すること
- (4) 全剣連会長は、予備調査に関し、必要と思われる範囲において、審査員、会長以外の第三者に評価意見を求めることができる。
- (5) 審査は通常年2回実施する。

#### 段級位審査の方法

- 1 一級～三級審査の木刀稽古法の内容は以下のとおりとする。  
なお、受審者は元立ち、掛り手のいずれかを行う。  
ただし、途中元立ちと掛り手を入れ替えて実施する。

受審級位	木刀による剣道基本技稽古法
一級	基本1～9まで
二級	基本1～6まで
三級	基本1～4まで

- 2 五段以下の実技審査は、規則第14条に定める付与基準に基づくほか、特に下

記の項目を着眼点として、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

(1) 初段ないし三段

- ① 正しい着装と礼法
- ② 適正な姿勢
- ③ 基本に則した打突
- ④ 充実した氣勢

(2) 四段及び五段

初段ないし三段の着眼点に下記の項目を加えたもの

- ① 応用技の練熟度
- ② 鍛錬度
- ③ 勝負の歩合

3 六段ないし八段の実技審査は、初段ないし五段の着眼点に加え、下記の項目について、更に高度な技量を総合的に判断し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

- ① 理合
- ② 風格・品位

4 形審査における日本剣道形の実施本数は次のとおりとする。ただし、初段及び二段については、本数を示しており、剣連が太刀の形の中から選択し課すことができる。

受審段位	日本剣道形の審査本数
初 段	太刀の形3本
二 段	太刀の形5本
三 段	太刀の形7本
四 段	太刀の形7本と小太刀の形3本
五 段	太刀の形7本と小太刀の形3本
六段ないし八段	太刀の形7本と小太刀の形3本

5 段級位審査の実技、形・木刀稽古法の審査方法は、別に審査員申し合わせ事項に定める。

6 五段以下の学科審査は、剣連の定めた方法によって行う。

ただし、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、五段の学科審査を免除する。

7 段級位審査を受審しようとする者は、段級位審査申込書（審様式4）を加盟団体に提出する。

8 加盟団体は、申込書に審査申込明細書（審様式5）を添えて愛媛剣連に提出する。

# 公認審判員制度運営規定

## 第1章 総則

(趣旨)

【第1条】この規定は、愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の剣道試合における審判技量の向上を図り公平厳格な試合運営及び審判を実現させることをもって、正しい剣道の発展に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 公認審判員認定審査委員会

(公認審判員認定審査委員会の設置)

【第2条】剣連に公認審判員認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）を置く。

(認定審査委員会の任務)

【第3条】認定審査委員会は、愛媛県剣道連盟公認審判員制度運営規定（以下「規定」という。）を正しく運営するために必要な次条所定の業務を行うことを任務とする。

(認定審査委員会の業務)

【第4条】認定審査委員会は、次の業務を行う。

- (1) 活動計画の立案及び活動報告に関すること。
- (2) 規定の改正の発案に関すること。
- (3) 公認審判員認定委員会（以下「認定委員会」という）の開催に関すること。
- (4) 剣連が主催する剣道大会またはこれに準ずる大会の指導に関すること。
- (5) 剣連が主催する剣道大会またはこれに準ずる大会の審判員の指導講習及びその技量の把握に関すること。
- (6) その他必要と思われる事項に関すること。
- (7) 委員の中から主催大会における審判長、審判主任を務めることが望ましい。

(認定審査委員会の組織)

【第5条】認定審査委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- (1) 委員は、概ね15名とし、剣連常任理事会において指名して剣連会長が委嘱する。

- (2) 委員長、副委員長は、それぞれ1名とし、委員の互選とする。
- (3) 委員は、75歳以下（76歳誕生日前日）で、教士七段以上の段位にある者の中から心技ともに卓越した者をもって選定するものとする。
- (4) 認定委員は、大会等に参加した場合は、認定審査員胸章を左胸につけるものとする。

（委員長等の職務）

【第6条】委員長は、認定審査委員会を代表し、業務を統括する。

- (1) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたとき委員長の職務を代行する。
- (2) 委員は、認定審査委員会の活動に参加し、議決並びに執行する。

（認定審査委員会の招集）

【第7条】認定審査委員会の会議は、委員長が必要であると認めた場合に日時及び場所を定めて招集する。

（文書簿冊の備付け）

【第8条】認定審査委員会は、その活動状況及び業務内容等を明らかにするために必要な文書簿冊を備付け、記録しなければならない。

### 第3章 公認審判員

（公認審判員の基本的な心構え）

【第9条】公認審判員に認定された者は、平素から礼儀を重んじ審判技術の錬磨に心がけ、いかなる場合にも公平な審判に努め、もって正しい剣道の実現伝承を図らなければならない。

（公認審判員の種別等）

【第10条】公認審判員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 剣道六段以上取得者から第1種公認審判員（70歳以下：71歳誕生日前日）を選定し、剣連主催にかかる大会の審判にあてる。
- (2) 剣道五段取得者から第2種公認審判員（70歳以下：71歳誕生日前日）を選定し、剣連主催にかかる大会と加盟団体及び支部団体が主催する審判にあてる。ただし、加盟団体の行う大会については、71歳以上であっても加盟団体が主催する公認審判員講習会を受講している者は年齢制限を問わない。

- (3) 剣道三、四段取得者(高校生以下を除く。)のうちから第3種公認審判員(70歳以下:71歳誕生日前日)を選定し、加盟団体及び支部団体が主催する大会の審判にあてる。ただし、加盟団体の行う大会については、71歳以上であっても加盟団体が主催する公認審判員講習会を受講している者は年齢制限を問わない。
  - (4) 認定審査委員は、第1種公認審判員の資格を有する者とする。
- 2 それぞれの公認審判員が審判をすることができる大会の種別に、例外として次の場合も審判をすることができるものとする。
- (1) 第1種公認審判員は第2種公認審判員及び第3種公認審判員をもってあてる大会の審判を、また第2種公認審判員は第3種公認審判員をもってあてる大会の審判をすることができるものとする。
  - (2) 大会の主催者が必要と認めるときは、第1種公認審判員をもってあてる大会の審判に第2種公認審判員をもって補い、第2種公認審判員をもってあてる大会の審判に第3種公認審判員をもって補うことができる。

#### (公認審判員の認定)

【第11条】公認審判員は、認定審査会の審査を経て認定される。

- (1) 公認審判員の認定を受けようとする者は、剣連加盟団体の推薦を得て剣連会長宛の公認審判員認定申請書に必要事項を記入のうえ申請するものとする。
- (2) 認定申請を受理した認定審査員会は、認定審査会を開催し、申請者の人格識見及び審判技量について審査し、認定の是非を決定するものとする。
- (3) 公認審判員の認定を辞退しようとする者は、加盟団体を経て公認審判員辞退届により認定審査委員会に届け出るものとする。
- (4) 認定審査の方法は、3名以上の認定審査員で合否の判定を行う。ただし、基準等認定審査会に関する事項は、認定審査員会に一任する。

#### (公認審判員認定証等)

【第12条】剣連会長は、認定審査員会の認定に基づき認定料と引き換えに公認審判員認定証及び公認審判員胸章を授与する。

- (1) 公認審判員は、審判員として委嘱され大会に参加した場合は胸章を左胸に付けることとする。
- (2) 胸章は、他人に譲渡したり貸借してはならない。
- (3) 胸章を紛失した者は、認定審査委員会に公認審判員胸章再交付申請書を提出し再交付を受けるものとする。
- (4) 公認審判員の資格を辞退した者は胸章を認定審査員会に返却しなくてもよい。

(公認審判員の義務)

【第 13 条】公認審判員は、加盟団体の行う認定講習会を受講しなくてはならない。

(認定講習会の開催)

【第 14 条】加盟団体は、毎年 1 回以上の認定講習会を開催しなくてはならない。

(認定料等)

【第 15 条】審査料、認定料、講習料及び再交付料（以下「認定料等」という。）は、理事会でこれを定める。

- (1) 一度納入した認定料等は、これを返却しない。
- (2) 公認審判員を辞退したときなど有効期間内に公認審判員の身分を失ったときは、認定料等を返却しない。

(審判員の委嘱等)

【第 16 条】県内におけるすべての大会（加盟団体及び地方自治体が主催するものなども含む。）の審判員は、第 10 条に定める公認審判員に委嘱しなければならない。

(規定の改廃)

【第 17 条】この規定の改廃は、理事会で審議し総会の決議を経て行う。

附則

この規定は令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

# 一般社団法人愛媛県剣道連盟旗



赤 → 忍耐（耐える）  
黄 → スピード（早さ）  
緑 → ストロング（強さ）  
剣道に必要な精神的な忍耐  
動作的な早さ、結果的な強さを表現

2003年「野村彰史」氏 作



剣連奨励マーク



剣連ロゴマーク

愛媛県剣道連盟スローガン

剣道は昔も今もこれからも

一般社団法人愛媛県剣道連盟 奨励マーク



奨励マーク



奨励マーク



奨励マーク



奨励マーク

一般社団法人愛媛県剣道連盟  
定款・規定集

編者 俊野 徹人  
白石武平太  
藤岡 渉  
大城戸 功  
村上 高志  
近藤 英俊  
黒下 敏男  
田邊 重義  
佐伯 和洋  
白石 學  
中川 一則  
菊池 新八  
伊田 尚史  
太田洋一郎

発行日 令和5年4月1日  
編集・発行 一般社団法人 愛 媛 県 剣 道 連 盟  
松山市朝生田町5丁目3-28 福泉ビル205  
TEL (089) 941-9394  
FAX (089) 941-3013

<http://www.ehimekendo.gr.jp/>

発行人 俊野 徹人

印刷 有限会社 黒川印刷

〒794-0038 今治市末広町2丁目3-17 TEL (0898) 22-2563